

若者に多い消費者トラブル

若者を狙う悪質業者は後を絶ちません。最近は、SNSなどをきっかけとした消費者トラブルに巻きこまれるケースも増えています。若者が狙われやすい悪質商法の手口を紹介します。

ケース1 キャッチセールス

駅前で「お肌に関するアンケートに答えて！」と声を掛けられエステ店に案内された。全身エステをしつこく勧められ、月5,000円のクレジット20回払いで契約してしまった。

突然声を掛けて営業所や喫茶店などに連れて行き、商品やサービスなどを契約させる手口です。



ケース2 アポイントメントセールス

SNSのDMが届き「モデルにならないか」と言われ、事務所で会う約束をした。高額なレッスンの契約をした。

販売目的を隠して、電話やメール、SNSなどで呼び出し、商品やサービスなどを契約させる手口です。

トラブル対処法

- ・店や個室に一度入ってしまうと、事業者の強引な勧誘を断ることは簡単ではありません。その場で契約しないで、必要のない契約ははっきり断りましょう。

キャッチセールス、アポイントメントセールスは訪問販売にあたり、クーリング・オフの対象です。

ケース3 マルチ商法

中学時代の友人から「簡単にお金が稼げる、さらに別の知り合いを紹介すると紹介料がもらえる」と言われ情報商材※を購入した。

「友人を紹介するだけで簡単に儲かる」などと言って組織に勧誘し、高額な商品やサービスを契約させる手口です。ネットワークビジネスとも呼ばれています。

トラブル対処法

- ・「簡単に儲かる」などの甘い言葉をうのみにしないでください。
- ・知人・友人を勧誘することにより、人間関係を壊すおそれもあります。断りにくくても、きっぱり断りましょう。

マルチ商法は、クーリング・オフの対象です。

※情報商材… 主にインターネットを通じて売買される、金儲けの方法などの情報。有用な情報かどうかは購入するまで分からないのでトラブルも多い。

ケース4 架空請求

SMSに身に覚えのない未納料金の通知が届いた。「支払いがなければ法的手続きを取る」と書いてある。

「有料コンテンツの未払い料金」などと言って架空の料金を請求する手口です。

トラブル対処法

- ・身に覚えのない請求にはお金を払う必要はありません。一切無視して応じないでください。
- ・慌てて連絡すると自分の個人情報を教えることになってしまいます。自分から問い合わせの電話やメールをしてはいけません。

未納料金通知書

支払いがなければ法的手続きを取る



ケース5 ネット通販の「お試し」トラブル

動画投稿サイトの広告を見て、お試し価格500円の除毛クリームを申し込んだ。商品が届き、代金はコンビニで支払った。後日同じ商品が届き、4回購入が条件の定期購入だと知った。2回目以降は毎月1万円で払えない。

商品を通常価格より安い価格で購入したら、複数回の購入が条件の定期購入契約だったというトラブルが増えています。

トラブル対処法

- ・通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
- ・商品を注文する際は、事前に、定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくら、解約・返品できるか等の利用規約を確認しておきましょう。
- ・販売サイト画面や申込みの最終確認画面を印刷・スクリーンショットで保存するなど、契約内容を記録しておきましょう。



えっ！
500円だけじゃないの？！



- ・商品やサービスを契約するときは、表示内容や利用規約をよく読み、内容を確認しましょう。
- ・「簡単に儲かる」など、うまい話は安易に信用しないでください。
- ・困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。